

和 指 第 7 8 4 号  
令和元年11月29日  
(2019年)

各介護保険施設開設者 様

和歌山市長 尾 花 正 啓  
(公印省略)

介護施設等における施設職員への予防接種について (通知)

平素は、本市介護保険行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件に係る令和元年11月26日付け医第11260001号和歌山県福祉保健部健康局医務課長からの通知につきましては、介護サービスの提供にあたり特に重要な内容が含まれるものとなっております。

つきましては、別紙通知文をご確認いただき、ご留意いただくとともに、職員の健康管理を適切に行うように努めていただきますよう、よろしく申し上げます。

なお、本通知は、法人に対し1部のみ送付しておりますので、貴法人内の事業所へ遺漏なきようご周知ください。

|   |
|---|
| 和歌山市 健康局 保険医療部<br>指導監査課 介護事業所指定班<br>電話 073-435-1319<br>FAX 073-435-1320 |
|---|

医第11260001号

令和元年11月26日

和歌山市健康局保険医療部指導監査課長 様

和歌山県福祉保健部健康局医務課長

(公 印 省 略)

介護施設における施設職員への予防接種について

平素は、本県の医療行政に御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

件名のことについて、医師法第17条においては、「医師でなければ、医業をしてはならない。」とされているところです。

予防接種は医行為に該当し、同法同条のとおり医師が診察により当日の健康状態を把握した上で接種する必要があります。

つきましては、貴課におかれましては、御了知の上、施設職員の健康管理が適切に行われるよう貴課所管の介護保険施設等あて周知願います。

担当 医事調整班

辻内・山門

TEL 073-441-2603

FAX 073-424-0425